



市章

彦根市公報

令和5年(2023年)6月15日
第1894号
木曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

- 告示
 - 151 介護担当機関の指定..... 1
 - 152 認可地縁団体の告示事項の変更..... 2
 - 153 認可地縁団体の告示事項の変更..... 2
 - 154 予算の要領の公表..... 3
 - 155 予算の要領の公表..... 3
 - 156 認可地縁団体の告示事項の変更..... 3
 - 157 彦根市議会定例会の招集..... 3
 - 158 彦根市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会設置要綱の一部改正..... 3
 - 160 指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者の指定..... 4
 - 161 令和5年度国民健康保険料の保険料率の決定..... 4
 - 162 彦根市健康づくり推進協議会設置要綱の一部改正..... 4
 - 163 健康診査手数料の徴収事務の委託..... 5
 - 164 健康診査手数料の徴収事務の委託..... 5
 - 165 健康診査手数料の徴収事務の委託..... 6
 - 166 健康診査手数料の徴収事務の委託..... 6
- 公告
 - 彦根市農用地利用集積計画公告..... 6
 - 彦根農業振興地域整備計画変更縦覧公告..... 6
 - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 7
- 選挙管理委員会告示
 - 52 彦根市千福財産区議会議員一般選挙において当選人となった者の住所および氏名..... 7
 - 53 彦根市選挙管理委員会の招集..... 8
 - 54 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数..... 8

告示

彦根市告示第151号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、介護扶助および介護支援給付のための介護担当機関を下記のとおり指定した。

令和5年5月16日

彦根市長 和田裕行

記

指定する事業所等の名称	指定する事業所等の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ヘルパーステーションぱるラボ	東近江市新宮町547番地	社会福祉法人 真寿会 理事長 谷 智之	東近江市新宮町316番地1	訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防・生活支援訪問型サービス	令和5年4月1日

ス

彦根市告示第 152 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 5 年 5 月 17 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

1 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
須越町自治会	疋田 繁機 (略)	川岸 重信 (略)

彦根市告示第 153 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 5 年 5 月 17 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変 更 前	変 更 後
正法寺ダイイチ・タウン自治会	(略)	(略)
中藪二丁目自治会	(略)	(略)
サニーヒルズ自治会	(略)	(略)

2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
正法寺ダイイチ・タウン自治会	合林 一治 (略)	宮下 信道 (略)
松原町自治会	前川 昭 (略)	若林 伸欣 (略)
中藪二丁目自治会	山田 満 (略)	大菅 由加 (略)
サニーヒルズ自治会	若林 翼 (略)	武藤 政則 (略)
須越町自治会	川岸 重信 (略)	北川 勝之 (略)

金沢町中下自治会	藤堂 寛 (略)	藤堂 正一 (略)
----------	-------------	--------------

彦根市告示第154号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき令和5年4月20日付けで専決処分した令和5年度(2023年度)彦根市一般会計補正予算(第1号)の要領を次のとおり公表する。

令和5年5月18日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

彦根市告示第155号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、令和5年5月18日市議会の議決を経た令和5年度(2023年度)彦根市一般会計補正予算(第2号)の要領を次のとおり公表する。

令和5年5月18日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

彦根市告示第156号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第10項の規定により告示する。

令和5年5月26日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

1 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
寺村自治会	津田 吉彦 (略)	古川 公昭 (略)
河原二丁目3部自治会	中村 光夫 (略)	中溝 雅士 (略)

彦根市告示第157号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条の規定により、令和5年6月彦根市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和5年5月29日

彦根市長 和田裕行

記

1 期日 令和5年6月5日

2 場所 彦根市議会議場

彦根市告示第158号

彦根市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年5月30日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会設置要綱の一部を改正する告示
彦根市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会設置要綱(平成 24 年彦根市告示第 199 号)
の一部を次のように改正する。

別表彦根市老人クラブ連合会の項を削る。

付 則

この告示は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

彦根市告示第 160 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 20 第 1 項に規定する指定特定相談支援事業者の指定および児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 28 第 1 項に規定する指定障害児相談支援事業者の指定を下記のとおり行った。

令和 5 年 6 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

事業者の名称および主たる事務所の所在地	事業所の名称および所在地	事業の種類および事業所番号	指定日	事業の主たる対象者
特定非営利活動法人芹川の河童 彦根市河原二丁目 3 番 4 号	子ども応援ステーションなかま〜ず 彦根市芹川町 538 番地	特定相談支援事業 2530200175 障害児相談支援事業 2570200291	令和 5 年 6 月 1 日	障害者 障害児

彦根市告示第 161 号

彦根市国民健康保険条例(平成 8 年彦根市条例第 26 号)第 15 条第 1 項、第 24 条第 1 項および第 33 条第 1 項に規定する令和 5 年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、同条例第 15 条第 3 項、第 24 条第 3 項および第 33 条第 3 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 100 分の 6.51
 - (2) 被保険者均等割 1 人について 25,800 円
 - (3) 世帯別平等割 1 世帯について 17,200 円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 100 分の 2.53
 - (2) 被保険者均等割 1 人について 9,800 円
 - (3) 世帯別平等割 1 世帯について 6,500 円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 100 分の 2.19
 - (2) 被保険者均等割 1 人について 10,400 円
 - (3) 世帯別平等割 1 世帯について 5,300 円

彦根市告示第 162 号

彦根市健康づくり推進協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 6 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市健康づくり推進協議会設置要綱の一部を改正する告示
彦根市健康づくり推進協議会設置要綱(平成 7 年彦根市告示第 80 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) ひこね元気計画21の策定、進捗および評価
付 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

彦根市告示第163号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和5年6月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 彦根市八坂町1882番地
名 称 彦根市立病院
代表者 彦根市病院事業管理者 金子隆昭
- (2) 所在地 彦根市竹ヶ鼻町80番地
名 称 医療法人友仁会
代表者 友仁山崎病院理事長 矩 照 幸
- (3) 所在地 犬上郡豊郷町八目12番地
名 称 公益財団法人豊郷病院
代表者 代表理事 佐藤公彦

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成12年彦根市条例第10号)に基づく胃がん検診(胃内視鏡検査)に係る健康診査手数料の徴収事務

3 委託期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

4 徴収の方法

現金で徴収する。

彦根市告示第164号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和5年6月1日

彦根市長 和田裕行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 彦根市八坂町1900番地4
(2) 名 称 一般社団法人彦根医師会
(3) 代表者 会長 奥野資夫

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成12年彦根市条例第10号)に基づく健康診査、肝炎ウイルス検診および大腸がん検診に係る健康診査手数料の徴収事務

3 委託期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日までとする。

4 徴収の方法

現金で徴収する。

5 その他

委託事務は、別表に掲げる実施医療機関で行う。

彦根市告示第 165 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和 5 年 6 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 彦根市八坂町 1882 番地
- (2) 名 称 彦根市立病院
- (3) 代表者 彦根市病院事業管理者 金 子 隆 昭

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)に基づく肝炎ウイルス検診および肺がん検診に係る健康診査手数料の徴収事務

3 委託期間

令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

4 徴収の方法

現金で徴収する。

彦根市告示第 166 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和 5 年 6 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 彦根市竹ヶ鼻町 80 番地
- (2) 名 称 医療法人友仁会
- (3) 代表者 友仁山崎病院理事長 矩 照 幸

2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)に基づく肝炎ウイルス検診および大腸がん検診に係る健康診査手数料の徴収事務

3 委託期間

令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

4 徴収の方法

現金で徴収する。

公 告

彦根市農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)附則(令和 4 年 5 月 27 日法律第 56 号)第 5 条第 1 項の規定により、彦根市農用地利用集積計画を次のとおり定めたので、公告する。

令和 5 年 5 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

彦根農業振興地域整備計画変更縦覧公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 13 条第 1 項の規定に基づき彦根農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、下記により縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
彦根農業振興地域整備計画
- 2 縦覧場所
彦根市元町4番2号 彦根市役所産業部農林水産課
- 3 彦根農業振興地域整備計画の変更内容
農用地利用計画の一部変更
農用地利用計画の変更については、土地利用計画図(附図1号)および平面図(附図6号)にて表示した部分とする。

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年5月25日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市西今町963番地の5 株式会社シバタ不動産 代表取締役 柴田 譲	彦根市地蔵町字横田250番1、250番2、251番、252番、253番2および254番	1,833.82 m ²	令和5.5.25	935

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第52号

令和5年5月20日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙において、当選人となった者の住所および氏名は、次のとおりである。

令和5年5月20日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

第1選挙区

住所	氏名
彦根市東沼波町835番地	桂 田 孝 一
彦根市東沼波町855番地	杉 本 茂 樹
彦根市東沼波町878番地	若 林 信 幸

第2選挙区

住所	氏名
彦根市西沼波町99番地1	辻 慰 雄
彦根市西沼波町310番地3	外 海 清 圭

第3選挙区

住所	氏名
彦根市地蔵町170番地3	茂 森 彰
彦根市地蔵町517番地	馬 場 一 生

第 4 選挙区

住所	氏名
彦根市小泉町 940 番地	きた がわ まさ かず 北 川 正 一
彦根市小泉町 482 番地	にし ざわ ただし 西 澤 正

彦根市選挙管理委員会告示第 53 号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和 5 年 5 月 30 日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野 瀬 毅

記

- 1 日時 令和 5 年 6 月 1 日(木) 午前 9 時 30 分
- 2 場所 彦根市役所本庁舎 会議室 2-1
- 3 議題
 - (1) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について
 - (2) 永久選挙人名簿の定時登録について
 - (3) その他

彦根市選挙管理委員会告示第 54 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項および第 75 条第 1 項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成 16 年法律第 59 号)第 4 条第 1 項および第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、同法第 4 条第 11 項および第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数ならびに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項および第 86 条第 1 項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、令和 5 年 6 月 1 日現在において次のとおりである。

令和 5 年 6 月 1 日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野 瀬 毅

50 分の 1 の数	1,829 人
6 分の 1 の数	15,234 人
3 分の 1 の数	30,467 人